

『北海道職場のメンタルヘルス研究会』会則

第1章 総則

第1条 本会は、北海道職場のメンタルヘルス研究会と称する。

第2章 第2条 本会の事務局を、医療法人社団札幌こぶしクリニック内に置く。 目的

第3条 本会は、北海道における職場のメンタルヘルスの充実と向上を図り、産業医を始め、労働者の精神保健に関わる多職種の専門的な学術研究の促進及び会員の相互交流の推進を目的とする。

第3章 事業

第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。
1.研究発表会、学術講演会などの学術集会の開催
2.会員の交流による情報交換、知識技術に関する事業
3.その他、本会の目的達成に必要な事業

第4章 会員

第5条 本会の目的に賛同し、幹事会での同意を得られた者とする。

第5章 役員

第6条 本会事業運営にあたり、役員として会長、事務局長、幹事、監査を置く。

第7条 役員は以下の任務を分掌する。

1. 会長 1名 北海道精神神経科診療所協会会長が兼務
2. 事務局長 1名
3. 幹事 若干名
4. 役員の任期は各年度末とし、再任を妨げない。

第8条 監査は、1名とし、会務・会計を監査する。

第6章 幹事会

第9条 本会の企画、立案などは幹事会で決定する。

第7章

会計

第10条 本会の運営に関する経費は、北精診の援助金、及びその他の収入をもって支弁する。

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附則 本会則は2017年4月1日より施行する。